



牛の飼養者の皆様へ



不正な精液や受精卵は、 買わない！売らない！使わない！

(法令を遵守し、トラブルを防ぎましょう)



- ✓ 正しい証明書が添付されていない精液を譲渡・使用することは不正な行為です。
- ✓ 不正な行為によって生産された受精卵を譲渡・使用することはできません。
- ✓ 使用済みの精液や受精卵の証明書・ストローを他人に譲渡することはできません。

これらの事項に抵触する場合は、
家畜改良増殖法違反に問われる可能性があります。

詳しい注意点は
こちら（裏面）

ご不明な点や不正流通に関する情報等がありましたら、お住まいの都道府県又は地方農政局等に連絡してください。

組織名	部署名	連絡先
千葉県	農林水産部畜産課	043-223-2939 (直通)
関東農政局	生産部畜産課	048-740-0416 (直通)

精液や受精卵を譲渡・使用する際は 以下に注意して下さい！

① 精液に正しい証明書が添付されていますか？

正しい証明書が添付されていない精液は、有償・無償を問わず譲渡や使用ができません。



➤ 既に使用された痕跡はありませんか？

- ・ 授精証明書から剥がした痕跡（破れ、割印の跡）がある
- ・ 「譲渡・経由の確認」等が修正液で塗りつぶされている

➤ 偽造（コピー等）された形跡はありませんか？

- ・ 他の証明書と紙質や印刷の色が違う

➤ 「譲渡・経由の確認」の欄は正確ですか？

- ・ 記載漏れや不自然な経由がある

➤ 記載内容とストローの表示が一致していますか？

- ・ 採取年月日が異なる

② 注入する精液に、使用制限はありませんか？



➤ 県有牛の精液やその受精卵などの中には、契約により **使用者の範囲や使用目的が制限**されているものがあります。この制限に反するものは**不正に流通したものである可能性**があります。

不正流通を防止するために

- ◆ 精液証明書等（添付されているストローを含みます）は適切に保管しましょう（紛失・盗難にも注意）。
- ◆ 牛の廃用等の理由で使用後に不要となった精液証明書等は、使用済みであることが 外観上判別できるよう、ペンで×をする（右図の例）などの再使用防止の処置をしましょう。



【図：全体にペンで×を記載した例】

※譲渡・使用する受精卵についても正しい受精卵証明書が添付されているかなど同様に注意してください。

※上記により、精液や受精卵の不正流通が疑われる場合はお住まいの都道府県又は地方農政局等にご相談ください。